

財政援助団体等監査結果

1 監査の対象

監査実施団体	所管課	令和 4 年度補助金等
(出資団体) 内灘町土地開発公社	都市整備部 都市建設課	借入金利子補給金 445,953 円

2 監査の実施日

令和 6 年 3 月 25 日(月)

3 監査の場所

内灘町役場 401 会議室

4 監査の対象項目

令和 4 年度の団体の事業全般に係る出納その他の事務

5 監査の方法

所管課同席のもと、提出を求めた資料に基づき、上記監査項目について照合、確認、質問など必要と認めた実施手続きにより監査を行った。

6 監査実施団体の概要

(設立目的)

内灘町の公有用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町の開発行政の積極的かつ計画的な推進に寄与し、もって町民福祉の増進に資する。

(設立年月日)

昭和 50 年 11 月 1 日

(組織)

① 役員 理事 6 人、監事 2 人

② 事務局 都市建設課内 職員 3 人（専従職員なし）

(収支の状況)

年 度	総収入額	総支出額	差引額	備 考
令和 4 年度	1,582,268 円	1,205,453 円	376,815 円	
令和 3 年度	1,825,071 円	1,546,004 円	279,067 円	
令和 2 年度	1,592,036 円	1,208,686 円	383,350 円	

(主な事業)

- ① 次に掲げる土地の取得、造成その他管理及び処分を行う。
 - ・ 公有地の拡大の推進に関する法律第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地
 - ・ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ・ 公営企業の用に供する土地
 - ・ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ・ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - ・ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- ② 住宅用地の造成事業、港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行う。
- ③ ①②の業務に附帯する業務を行う。
- ④ ①②③の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、国、地方公共団体、その他公共団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行う。

(出資金等の内容)

出資金	3,000,000 円
借入金利子補給金	445,953 円

7 監査の結果及び意見

団体の全般業務については、目的に沿って適切に運営されており、出納その他の事務も概ね適切に執行されていると認められた。